

鎌倉審議第 14 号

平成14年2月20日

鎌倉市長 石 渡 徳 一 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会

会 長 金 子 正 史

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について

(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第12条第2項及び第3項の規定に基づき、平成14年2月5日付け鎌市第973号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、次の点に留意し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分な配慮を願います。

- 1 オンライン結合による個人情報の提供にあたっては、瞬時に、かつ、大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努めること
- 2 当該業務における個人情報については、提供する目的以外の使用は禁止するとともに、その取扱いはより一層厳重にすること

鎌倉市個人情報保護条例第12条第2項及び第3項の規定に基づく諮問事項

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
2	住民基本台帳ネットワークシステム	改正住民基本台帳法に基づき整備される、住民基本台帳ネットワークシステムを構築することにより行われる、住民記録システムのオンライン結合及びこのネットワークにより市民の本人確認情報や転出証明書情報などを都道府県や他市町村への提供	市民課	平成14年度